

茨城県知事
大井川 和彦 殿

農政に関する要望書

令和7年7月29日

茨城県農業協同組合中央会
代表理事会長 八木岡 努

農政に関する要望書

現在、農業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化、燃料費や資材費等の生産コストの上昇、米価の急騰等により、引き続き厳しい環境下にあり、食料の安定供給にも懸念が生じております。

こうした状況のもと、本年3月には新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、食料安全保障の強化や持続可能な農業への転換が国の重要施策として打ち出されました。これを受け、地方自治体においても、農業の構造転換や経営安定を支える実効性ある施策が強く求められています。

さらに、国においては食料安全保障を確保する観点から、別枠予算の確保に向けた議論も進められており、こうした国の動きと連携した県独自の施策展開が重要な局面に差し掛かっています。

つきましては、県内農業の持続的発展と食料安全保障の強化に向け、以下のとおり要請いたします。

1. 食料安全保障の強化について

(1) 別枠予算について

新たな「食料・農業・農村基本計画」における初動5年の農業構造転換集中対策期間の取り組みについては、先般閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、①農地の大区画化、②共同利用施設の再編・集約化、③スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、④輸出産地の育成 等を集中的・計画的に推進できるよう、別枠で必要・十分な予算を確保すること等が明記されたところです。

つきましては、次年度予算編成において、既存の農林水産関係予算とは別枠で確実に必要・十分な予算確保がされるよう国へ一層の働きかけをお願いします。

なお、上記基本方針においては、「地方も含めた施策の推進に必要な体制等の確保」も明記されていることから、共同利用施設等の再編・集約化等における都道府県負担の見直しや要件緩和など、農業構造の転換が加速するような取り組みをお願いします。

(2) 再生産可能な適正価格の形成について

持続可能な農業の実現に関して、食料システム法が成立し、その適切な運用と活用が期待されています。

食料システム法により、指定品目は国が認定したコスト指標作成団体によってコスト指標が作成されますが、農産物における適正価格の形成を実現するためには、指定品目・指定品目以外に関わらず、県独自の特性を踏まえたコスト指標の算出と把握が必要となります。

つきましては、農産物における適正価格の形成へ向け、県による定期的な品目別コスト指標の見直し等の取り組みをお願いします。

2. 消費者理解について

持続可能な農業の実現のためには、消費者理解が不可欠であるため、以下の対応をお願いします。

- ① 農畜産物の再生産可能な価格形成のための取り組み
- ② 茨城県産農畜産物のブランド力強化につながる取り組み
- ③ 食農教育（食育含む）に関するJAグループとの連携強化と積極的な取り組みの推進
- ④ 学校給食に関する地産地消の推進と給食無償化を含めた市町村格差の是正

令和7年7月29日
茨城県農業協同組合中央会
代表理事会長 八木岡 努